

長崎市総合計画審議会規則

昭和44年5月28日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例(昭和28年長崎市条例第42号)第3条の規定に基づき、長崎市総合計画審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員45人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 労働・雇用環境を所管する行政機関を代表する者
- (2) 農業関係団体を代表する者
- (3) 水産業関係団体を代表する者
- (4) 商工業関係団体を代表する者
- (5) 観光関係団体を代表する者
- (6) 交通・輸送関係団体を代表する者
- (7) 医療・保健関係団体を代表する者
- (8) 福祉・介護関係団体を代表する者
- (9) 地域活動団体を代表する者
- (10) 教育関係団体を代表する者
- (11) 芸術・文化関係団体を代表する者
- (12) スポーツ関係団体を代表する者
- (13) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者
- (14) 労働関係団体を代表する者
- (15) 消費者関係団体を代表する者
- (16) 金融関係団体を代表する者
- (17) 防災関係団体を代表する者
- (18) 防犯関係団体を代表する者
- (19) 環境関係団体を代表する者
- (20) 平和関係団体を代表する者
- (21) 人権啓発関係団体を代表する者
- (22) 国際交流関係団体を代表する者
- (23) 情報発信関係団体を代表する者
- (24) 学識経験のある者
- (25) 移住者
- (26) 市民

3 市長は、前項第26号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第1号から第23号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

(会議の成立)

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(議事)

第8条 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(結果報告)

第10条 会長は、調査審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(部会)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、その担当事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は、当該部会の委員の互選による。

3 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、企画財政部都市経営室において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(略)

附 則(令和元年9月27日平成29年長崎市規則第107号)

この規則は、公布の日から施行する。